明西寺　ペット永代納骨墓　「なごみ」　管理規則

(目的及び名称)

第1条

この施設は、東京都調布市若葉町1丁43番5号　宗教法人浄土真宗本願寺派湯島山明西寺(以下「管理者」という)に建立したペット永代納骨墓（以下「なごみ」という）は、ペットの遺骨を永代に預かる施設である。本規則は、その管理について明確な基準を定め、もって円滑な運営を図ることを目的とする。

(宗教、動物の種類)

第2条

宗教・宗派・動物(尚、納骨について第5条参照)の種類を問わず申込むことができる。

(使用者)

第3条

1 「なごみ」を使用する者(以下「使用者」という)は予め管理者の許可を受けなければならない。

2 使用者は本規則に従わなければならない。

3 使用者の宗教・宗派は問わないが、境内及び墓地内では浄土真宗本願寺派以外の宗教儀礼は行ってはならない。また宗教儀礼を行う場合は管理者により厳修する。

(使用申込)

第4条

「なごみ」の申込みは、使用者が所定の申込書に自署にて必要事項を記入し、「永代納骨懇志（下記6条）」を添付し管理者に提出する。

(納骨)

第5条

1. 上記第4条にて許可を得た遺骨については納骨できる。
2. 納骨は火葬してある遺骨でなければならない。
3. 個別納骨期間は原則5年とし、6年目より「なごみ」内合葬スペースに合葬する。
4. 納骨後、遺骨の取出し、返還は原則行わない。
5. 納骨する骨壺の大きさは、直径4寸以内とする。その他の遺骨は合葬する。

(なごみ永代納骨懇志)

第6条

「なごみ」使用者は永代納骨懇志を納付しなければならない。

1. 永代納骨懇志一口5万円(一口以上納付)。納骨方法は第5条を参照。
2. 既納の永代納骨懇志は原則一切返還しない。
3. 護持費、墓地管理費は不要とする。

(法要)

第7条

1. 個別法要は申込制とする。その場合、管理者が厳修する。
2. 毎年11月後半の日曜日に、永代経合同法要を厳修する。

(改定)

第8条

この管理規則は改定することが出来る。

(その他)

第9条

天災、不可抗力により、遺骨(骨壺)が損傷した場合、管理者は責任を負わない。

(施工期日)

第10条

この管理規則は、令和4年1月1日より施工する。

以上